

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

を	生涯学習課	文化振興係
		社会教育係
		生涯学習係
		文化財センター
に改める。		

生涯學習係

- (1) 鹿屋市公民館に関する事。
- (2) 鹿屋市地区学習等供用施設に関する事。
- (3) 鹿屋市高隈地区交流促進センターに関する事。
- (4) 鹿屋市輝北コミュニティセンターに関する事。
- (5) 鹿屋市コミュニティセンター吾平振興会館に関する事。
- (6) 生涯学習情報の収集提供及び相談に関する事。

- (7) 生涯学習推進会議に関すること。
- (8) 生涯学習の総合的企画、調整及び推進に関すること。
- (9) 鹿屋市公民館及び鹿屋市地区学習等供用施設の庶務に関すること。
- (10) 地区生涯学習推進協議会等に関すること。
- (11) 公民館運営審議会に関すること。
- (12) 公民館講座等に関すること。
- (13) 鹿屋市市民交流センター芸術文化学習プラザに関すること。

第45条第2項の表中「館長補佐」を「次長」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。